

京都市告示第503号

京都市障害者スポーツセンターの指定管理者である公益財団法人京都市障害者スポーツ協会から、京都市障害者スポーツセンター条例第4条の規定に基づき、休所日の変更について、次のとおり申請があったため、これを承認します。

令和3年1月8日

京都市長 門川 大作

令和3年5月17日（月）、同月19日（水）及び同月20日（木）を臨時休所する。

（保健福祉局障害保健福祉推進室）